

環境審査顧問会風力部会

議事録

1. 日 時：平成28年10月18日（火）12：58～14：01 14:09～14:55

2. 場 所：経済産業省別館1階 108各省庁共用会議室

3. 出席者

【顧問】

河野部会長、岩瀬顧問、近藤顧問、関島顧問、日野顧問、山本顧問

【経済産業省】

長村統括環境保全審査官、高須賀環境審査担当補佐、高取環境審査分析官、
渡邊環境アセス審査専門職

4. 議 題：（1）環境影響評価準備書の審査について

①株式会社道北エナジー（仮称）川西風力発電事業

- ・ 補足説明資料、北海道知事意見及び環境大臣意見の説明
- ・ 質疑応答

②株式会社道北エナジー（仮称）川南風力発電事業

- ・ 補足説明資料、北海道知事意見及び環境大臣意見の説明
- ・ 質疑応答

5. 議事概要

（1）開会の辞

（2）配付資料の確認

（3）環境影響評価準備書の審査

①株式会社道北エナジー（仮称）川西風力発電事業について、事務局から補足説明資料、北海道知事意見及び環境大臣意見の説明を行った後、質疑応答を行った。

②株式会社道北エナジー（仮称）川南風力発電事業について、事務局から補足説明資料、北海道知事意見及び環境大臣意見の説明を行った後、質疑応答を行った。

（4）閉会の辞

6. 質疑内容

(1) 株式会社道北エナジー (仮称) 川西風力発電事業

<補足説明資料、北海道知事意見及び環境大臣意見の説明>

○顧問 ありがとうございます。

それでは、先生方からお気づきの点、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○顧問 追加資料(気象条件を加味した風車の影の計算方法)を出していただきありがとうございました。何点か確認をさせていただきます。1ページ目の表1に川西①がありまして、月別に数値が書いてあります。一番左に、風車の影の発生時間A(分)がありますが、これは晴天日に川西①に影がかかる時間でよろしいですか。

○事業者 準備書と同じ条件でやっているところが、このAになります。

○顧問 単に影の発生時間と書くと、晴天であればどこにかかるか分かりませんが影自体は発生しますので、分かりにくいと思いました。

次の欄に①日照時間、その次に②稼働率があります。②稼働率が毎月0.89で同じというのとは何か仮定があるのではないかと思います。どういうことなのでしょう。

○事業者 これは、年間の一律の値です。年間のカットインからカットアウトまでの分速の割合を年間で与えた、統一的に一律で与えたということです。

○顧問 年間の稼働率で書いているということですね。

○事業者 はい。

○顧問 その次の欄の③風車の影が発生する風向になる割合について、ご説明いただけますか。

○事業者 ソフトで自動計算されて出てきている数値のようでして、風車の位置と風向の割合などを、各風車から来た結果を足し合わせているらしいです。細かいところは、ソフトの中で計算されていると聞いております。

○顧問 どういうことなのでしょう。羽根が風向によりある方向を向いていると、影がかからないのですか。

○事業者 風車の向きによっては、影がかからないから、そういう趣旨です。

○顧問 どこからどこまでの風向の範囲を考える必要があるかと思うのですが、その辺の情報は無いのですか。

○事業者 細かいところはソフト的なところの計算になっているようです。

- 顧問 ソフトを使ったのであれば、そのソフト名も記載してください。
- 事業者 分かりました。
- 顧問 ①、②、③を掛け合わせてB値（変数の合計）を出していますが、これはこれで結構だと思います。これはある意味平均値、エクスペクテーションで、期待値を出しているわけです。現実の、本当の気象状態から動かした場合は、これを上回ることもあるということですから、ここで計算された値が指針値を上回るのであれば、回避措置を検討していただかなければならないと思います。実態を調べていただいたところ、窓の向きなどを考慮すると、9時間55分が8時間以下になったわけですね。その経緯は、評価書に記載しておいていただきたいと思います。
- 事業者 承知しました。先ほどの風車配置の変更のこともあり、もう少し減る値になると思います。
- 顧問 前回、W-E 2、E 3は相対的に騒音が高いと指摘をした記憶がありますが、風車設置の取りやめの予測結果の計算をされていません。問題はなくなったというように推定しているのですが、W-E 4はほとんど変化なしですね。
- 事業者 南側ですか。
- 顧問 はい。
- 事業者 W-E 2、E 3に比べてW-E 4の変化は少ないかと思います。
- 顧問 W-E 4が、騒音レベルの予測値としては一番高い地点になったということですが、地表面の影響を $G = 0$ と安全側で計算をしており、全く減衰がないとは考えられないことから微妙なところではあります。パワーレベルは最大値を使って計算しているので、全く問題ないと断言はできませんが、全体の計画としては、騒音問題はかなりクリアしつつあるという印象です。機種を選定等では、W-E 4について注意して、事業計画を進めてほしいと思います。
- 顧問 補足説明資料7番（一部非公開）でA特性音圧レベルの波形を出していただきありがとうございました。W-E 3は国道40号の影響を受けていると準備書に書いてあって、波形を見てもそのような感じだと思いました。W-E 2、E 3は単独でも40dBを超えているのですが、今度の配置変更でどうなるか関心があります。前回も言いましたが、40dBを超えない、40dB未満のところであれば、現状値がいろいろ変化しても生活環境に影響を及ぼさないとは思っていますので、その辺を注意しながら評価書に向けて、もう一度再計算をしていただきたいと思います。

知事意見や環境大臣意見で風車を止める、設置をやめるというようなことも書いてありましたが、順応的な対策というのか、何かを常時監視して、こういう状況、閾値を超えると、環境に影響を及ぼすおそれがあるから、そのときは中央管理所のようなところで、一時的に止めるとか、そういった順応的な対策は考えてはいらっしゃるということでしょうか。

○事業者 他事業も含めてですが、稼働停止なのか、配置変更及び設置の取りやめなのかというところで、稼働停止も事業を操業した後の運用に係る手段ではあるのですが、事前措置としては配置変更で、それが困難な場合には設置の取りやめをして、稼働前の段階で極力リスクを低減するということを優先的に検討しているところです。騒音に関しては、あらかじめ稼働停止をした上で操業をする対象の風車は、今のところないというところがございます。事後の確認、環境監視という形で行いまして、モニタリングは実施しますし、居住宅の方に何かあった場合にはヒアリングをして、対応していきます。その結果に応じて、一時的に止めるというところも対策として、それも含めて追加的な保全措置を講じていくという、順応的管理の考え方としては、そういった形になるのではないかと思います。

○顧問 そこは不確実だから、事後調査をやりながら対応策を考えるという理解になりますか。

○事業者 はい。

○顧問 ありがとうございます。

○顧問 W-E 1 の周辺には既存風車が設置されているのですよね。他事業ではありませんが、この辺の住民意識、あるいは騒音レベルはどのような状況か、ご存じであれば教えていただきたいと思います。

○事業者 住民意識というところは、すぐにお答えはしかねます。

○顧問 分かりました。

○事業者 最寄りの風車が他事業者さんでありますので、例えばW-E 1 の近傍でクレーム等あった場合には、最寄りの風車と弊社側の風車との影響を。

○顧問 既存風車の影響が大きいのかなという感じがしました。

○事業者 両方を加味して考えなければいけないのかなと思います。

○事業者 特に苦情等が発生しているというような情報はございません。

○顧問 はい、分かりました。

○顧問 別添資料（非公開）にオジロワシの飛跡図がありますが、準備書の飛翔図と違うのではないですか。

○事業者 ご指摘いただいたのは更新版（非公開）の方ですか。

○顧問 はい。

○事業者 別添資料（非公開）は、衝突確率の高い、高度Mの飛跡を抜粋したものをとりまとめております。

○顧問 準備書にも高度Mは出ていますが、これに相当するような図面はありますか。

○事業者 こちらは通年のもの、2カ年分まとめておりますので、同じものが存在しないことにはなっております。

○顧問 2カ年分まとめた結果ですか。

○事業者 通年のものです。

○顧問 動物に関して、3点あります。環境大臣意見も取りやめ等、非常に厳しい意見になっています。渡り鳥とオジロワシの飛翔パターンにより取りやめと再配置の意見が出されており、最終的に環境大臣意見と補足説明資料別添1（非公開）図1のオジロワシの100mメッシュ年間衝突個体数に基づいて、取りやめと配置計画が検討されたものと思われま。補足説明資料において、営巣、採餌、および飛翔ポテンシャルのマップが紹介されていますが、それと今回の計画変更案が繋がっていないように感じます。環境影響調査から得られた結果をどのように位置づけているのでしょうか。例えば、飛翔ポテンシャルの結果を取り上げています。準備書の資料3-42ページの定点調査によるオジロワシ行動確認位置の飛翔データと見比べると、補足説明資料図11に示された飛翔ポテンシャルの結果と異なります。補足説明資料図11のオジロワシの飛翔ポテンシャルは、道北7件の全域データを用いて作成したモデルのマップですよ。

前回の顧問会でも指摘したのですが、7事業全体でのデータを用いモデルを作成し、それを用いて外挿しているのです、その外挿データと実際の事業地での飛翔データがマッチしないのです。最終的に事業計画を検討する際に、採餌、飛翔、営巣に関する解析結果が提示されているのですが、それらの結果が最終的な計画変更案にどのように活用されているのかが分かりません。計画変更案に最も寄与しているのは、環境大臣意見と補足説明資料別添1（非公開）の衝突数のデータであり、アセスの解析結果が活用されていませんので、その整合性を検討いただきたいというのが1点目のコメントです。

2点目のコメントです。今回、環境大臣意見に基づいて配置変更後の位置が検討され

ています。補足説明資料別添1（非公開）の図1を見ていただくと、対象事業実施区域の中間の風車が東側に移動しています。増幌と同じように、可能な範囲の中で東側に移したようですが、限界があるようです。確かにこの尾根沿いのラインから衝突確率が急激に変化します。100mメッシュなので、移設距離が100mあるかないかといったところですが、移設場所も衝突確率の低減が図れているのでしょうか。例えば、WT10や12は域外に移設することが可能なかどうか、域外に移設することが可能なのであれば、WT13や27も域外の東側に移動した方が良いと思いますし、風況状況も含めてポテンシャルの良好な場所があるのであれば、もっと東側に移動したら良いのではと思います。準備書の資料3-42ページに示されているように、地形的に尾根沿いだと思いますが、東側の方はオジロワシがほとんど飛んでいない。オジロワシが飛んでいないということは、風況もよくないのかもしれないですが、WT10、12を参考に考えてコメントすると、ここも域外に移設するような変更はできないのか、ご検討いただきたい。

増幌のときにもお伝えしたのですが、ある程度緩衝域のような考えを組み込む必要があるように思います。あるエリアに鳥が飛翔していて、少し離れたら全く飛ばなくなるということは考えられません。確かに補足説明資料の別添1（非公開）を見ると、西から東にかけて、急激に年間衝突数が変わっていますが、これが本当に保証されるかどうかは、現行の評価に不確実性があることを鑑みると、かなり怪しいように思います。それもあって、もう少し移動することはできないのかというコメントをさせていただきました。

3点目のコメントです。この事業地の北に既設の風力発電施設があります。今回、取りやめになっている西側の風車は、渡り鳥の主要なルートになっているところで、環境大臣意見も取りやめを求めています。準備書834ページに秋のハクチョウ類の渡り鳥の飛翔ルートが出ていますので、これを見ると既設風車の周辺はあまり飛んでいない。既設風車に対する応答から判断すると、渡り鳥の場合は、風車に対して回避行動ができていように思います。そのように考えると、今回は取りやめが求められていますが、当初計画どおりに風車が建った場合でも、水平回避により衝突は避けられるのではないかと考えます。いずれにせよ風車が建てられることによって、衝突は避けられたとしても渡りのルートが変わることによる影響（例えば、エネルギーロスのような）は出るでしょう。

○事業者　ご意見いただきありがとうございます。大きく3点いただいたうち、1点目

から回答させていただきます。

アセスデータの活用についてですが、補足説明資料の中に入っているポテンシャルは前回もご指摘いただきましたとおり、全域でプールしたデータでやっております。今回追加でお出ししたものが個別のものとなっております。こちらは基本的には飛翔状況と衝突確率で出したメッシュ図と大きく傾向は変わっておりません。それに現状検討の風車を載せたものをお出ししております。それを見ていただくと、バッファゾーンの話はなかなか難しいところですが、ある程度回避できる流れにはなっているのかなと思います。一方、尾根部では採餌はほとんどありませんので、現状の図としてお示ししておりますが、配置検討としての優先度は低いということで考えております。

それから、どの程度ずらせるのかというお話があったのですが、こちらは経産省さんのコメントになるのかもしれないですが、方法書時点の対象事業実施区域から300mというのが1つの基準になっておりまして、それ以上変わると再アセスの手続になってまいります。今回お示ししたものがちょうど100mメッシュの図面になっておりますので分かりやすいと思いますが、WT12はぎりぎり300m下回るラインということになっております。

水平方向の回避につきましては、準備書でも先生と同じような考えを持って予測しておりまして、おそらく既設のさらきとまないウインドファームは避けているのではないかと仮定のもと準備書を作成しておりますが、この顧問会でもご指摘ありまして、そうとも限らないというご意見もありまして、必ず確実にそう言えるものでもないのかなという中で、今回の配置検討の中では配置の取りやめという結論に至っているというところでございます。

- 事業者 この川西サイトの設置の取りやめ、配置変更の議論は、環境大臣意見で大きく海ワシと渡り鳥と2つの要素がありまして、中心になっていたところはどちらかというは渡り鳥の方です。補足説明資料の別添1（非公開）の7ページの図2で、大沼の中継地から飛び立つ個体が、かなりさらきとまない風力発電機を回避して、その先に北側及び北西側の風力発電機が多数設置される場所で、準備書段階では水平方向の回避を想定して予測評価をしていたのですが、現状の移動経路をなるべく確保するというところを加味して、環境大臣意見も踏まえて北側、北西側の風力発電機については取りやめの方向で検討しているというところなんです。稼働制限の意見もありますので、稼働制限についても今後検討した上で運用していくこととしております。建った風車に対して、回

避行動が起こってくるであろうと弊社も予測しておりますので、事後調査によってモニタリングをしながら確認して、稼働制限の運用についても見直していくという方針を考えております。

渡り鳥について、かなり取りやめの対象としており、約半分になってきています。海ワシ類については、一番危なそうなところは取りやめ、渡り鳥の観点も踏まえて取りやめた上で、真ん中の風力発電機は、西風が卓越する尾根の西側に移動経路があると予測して、なるべく東側にずらしていきたいと検討しているところです。

もっと東側にずらせないのかというところは、ご指摘のとおりではあるのですが、西風が卓越するので、尾根を越えて風が巻いてくる形になります。乱流のリスクが高まりまして、尾根から離れれば離れるほど乱流が強くなるというところで、どこまで離せるかというところを含めて検討をしておるところです。対象事業実施区域外まで振ってしまえば、鳥の観点でリスクはかなり低減できると思うのですが、乱流の観点から現状では厳しく、そこまで大きく動かしていくことは、厳しいと考えておりますが、今引き続き検討を行っているところです。

○顧問 事務局にお伺いしたいのですが、そもそも対象事業実施区域を設定しておきながら、その外に配置することの是非というのをどのように考えたらいいのですか。

○経済産業省 先ほど事業者さんからもお話がありましたが、方法書段階の対象事業実施区域から300m未満の区域変更であれば、方法書からのアセス再実施にはならないことになっております。

○顧問 それは対象事業実施区域の中に設定されている話ではなくて、対象事業実施区域そのものを拡張しても構わないということになるのですか。

○経済産業省 はい、そうでございます。

○顧問 そうすると、対象事業実施区域の外も調査をやられているという前提になるのですか。

○経済産業省 対象事業実施区域の周辺でも調査はされているという認識でおります。

○事業者 植物で100m、動物で250mを基本に調査をさせていただいています。もちろん立ち入り可否もありますので密にというわけではないですが、そういう状況です。

○顧問 300mぎりぎりのところまでの細かい調査はやられているのかなと気になりまして、要するに相当な改変になりますので、その辺は大丈夫かという感じで質問しました。

○事業者 改変計画の変更は、ほかのサイトでもあるところですが、環境大臣意見の中で植物の事後調査として改変前の確認ということを求められておりました、おそらくそれも対応することになってこようかというところでございます。調査をしていなくても追いかけてやるような感じでございます。

○顧問 分かりました。
水関係で、何かございますか。

○顧問 特にありません。

○顧問 前々回から言っていますが、オジロワシのポテンシャルマップ図にしても、生態系の評価もデータをプールした状況でやっていますよね。それからネズミの典型性の数値はあり得ないという指摘がありました、どのように対応されるのですか。

○事業者 図書ベースでの話をさせていただきますと、評価書段階までには見直しはかけさせていただこうと思っています。特にプールしたものについて、個別に示すということは必要だろうと思っています。その上でまとめられるのか、まとめられないのかというところは検討させていただこうと思います。生態系の段階で大きく計画を左右するようなことといたしますと、おそらくオジロワシが優先になってこようかと思っておりますので、補足説明資料もそちらを優先して作成させていただいた次第でございます。

○顧問 まず個別をやって、それで拡張したときにどうなるかというようなスタンスで対応していただいて、評価書では適切にデータを示していただきたいというお願いです。

○事業者 はい。

○顧問 全体的に配置を変えるということで、衝突リスクも下がってはいるのですが、一般的に見たときには、まだ数値が大きいですよ。個別のエリアでいくと、20年間のオペレーションを考えたときに、1羽当たるといようなサイトがあるわけです。事業者さんは、風車を横にずらす対応をするということだと思いますが、配置を変えたからいいという話ではなくて、ここについてリスクはあるが、動かすことによって大分変わるというような評価結果が、読んでも分かるような努力をしていただけるとより理解しやすくなるかと思えます。

7件のうちの6件目ということで、個別の指摘がないからといって、特に意見がないというわけではないので、議事録を見ていただいて、関連するところは見直していただきたいと思えます。川西については、これで終わりにさせていただきます。

○経済産業省 川西の審査、ありがとうございました。

(2) 株式会社道北エナジー (仮称) 川南風力発電事業

<補足説明資料、北海道知事意見及び環境大臣意見の説明>

○顧問 ありがとうございます。

先ほどの案件で、補足説明資料の105ページのヤチダモーハンノキ群落の説明のところで、ケヤマハンノキ群落の方がよろしいのではないかという意見がありましたが、図面はハンノキになっているのですが、これは間違いではないですか。

○事業者 この断面図はハンノキで間違いありません。

○顧問 ケヤマハンノキではないかという指摘が出ていますがどうですか。

○事業者 ここはハンノキです。

○顧問 群落名の変更理由はページですか。

○事業者 改めて確認します。

○顧問 確認しておいてください。図面と書いてあることが違うので、お願いします。

○事業者 はい、分かりました。

○顧問 最後の案件になりましたが、ご意見ございましたらよろしくお願いします。

○顧問 今もマストで風況調査をやっていらっしゃるのですか。

○事業者 はい。

○顧問 この地域、準備書のS-E3やE4は、静かなところですよ。夜間が25dBぐらいで、残留騒音が20dBですから、想像のできないような静かなところなので、こういうところに風車騒音を加味すると、20dBぐらい上がってしまいます。前からも申し上げていますが、現況値が観測された状態のときに、風車が回るような気象条件であったかどうかは検討しておかないと、知事意見の20dB上がるのは問題ということになります。誤解を招かないためにもその辺は検討の上、評価書では合理的な説明をしていただいた方がいいと思います。

○事業者 補足説明資料の別添2(非公開)も出させていただいておりまして、かなり静かなのですが、尾根上の風の強いときは現況値も上がっている傾向があります。同じく尾根上で風の強いときの現況値を抜き出すという形で、評価書では両方併記させていただくようなことを考えております。

○顧問 できれば対比できるようにお願いします。

○事業者　　そうですね。

○顧問　　麓の数値が上がっているとき、風車が回っている場合には、どうかという議論ができればいいと思います。準備書の状況は風車が回っている場合もありますが、ほとんど回っていない可能性が高ければ、そういうことも評価書には書いておいた方が、誤解を招かないようにするためにはいいと思います。

○事業者　　3日間、風車の回っているときも、回っていないときも全部含めた値をとっていて、風車の回っている条件だけを抜き出したらこうなりますという形を併記して、整理させていただくよう検討したいと思います。

○顧問　　7件全部について、お願いします。

○顧問　　調査地点S-E3が高いのは、風車からの距離が近いからで、この辺は注意深く考えていただいた方がよろしいかと思います。寄与値の現況値からの上昇も高いことから、問題が起きないというレベルではないので、場合によっては何らかの措置が必要になる可能性があるところかと思えます。注意深く慎重にご検討をお願いいたします。

○事業者　　この川南のサイトは、環境基準を超えていなかったのも、環境大臣意見は特になかったと思います。配置はこのままというわけではなくて、騒音も含めて改めて見直した上で最終的な配置を決めていきます。騒音については、環境基準は下回っていますが、現況値との差分が大きくなっているところがありますので、可能な限り配置変更等で差分を小さくできるような検討は行っていくという方針で考えてございます。

○顧問　　風力発電の騒音について、今いろいろな議論がされていて、この評価書が出るころに、その内容が固まるかどうかは微妙なところかとは思いますが、そういう議論もございませう。環境基準の考え方としては、常に新しい科学的知見に基づいて見直すという文言が入っていますので、その辺も含めて仮に環境基準に準拠して評価するということであっても、そういったものは察知認識しなければいけないと思います。その辺の配慮をお願いします。

○顧問　　大気関係について、いかがですか。

○顧問　　特にこの川南でということはありませんが、今まで指摘したことを遺漏ないように修正をお願いいたします。

○顧問　　先ほどの川西では、水質に関して簡単なコメントしか申しませんでしたので、この川南ではもう少し丁寧に申しますと、濁水の仮定の数字を示していただきたいという質問に対しまして、一つ一つの沈砂池の濃度、河川への影響地点を考えた場合の最終

的な濃度等、丁寧に計算していただいていますのでこれで結構です。

○顧問 1回目の準備書審査のときもコメントしたのですが、川南は道北7件の中では、動物に関する情報を見る限り、ほかの事業地に比べて、事業の影響は少ないように思います。渡り鳥に関して言えば、本事業地はサロベツ湖からクッチャロ湖、あるいは大沼方面への主要な移動経路から外れているので、影響は非常に小さいと推察されます。

一方、当該地域ではオジロワシの飛翔は確認されつつも営巣場所が確認されていません。本当に事業地周辺に営巣場所がないのかどうか、改めて確認していただきたいというお願いをしました。川南の事業地周辺にオジロワシの営巣地がないということであれば、どのような地形特性を持つ場所だから、この地域は営巣適地ではない、という説明をいただけると理解が深まります。

○事業者 まず1点目の営巣地に関してですが、2年間にわたって現地調査をしていますが、飛翔頻度もかなり薄くなっていますし、周辺を見たところ全く見つかっていないというのが正直なところですね。なぜかというところはなかなか難しい面もあると思います。

○顧問 例えば、採餌環境までの距離が遠いとか、営巣にしても、オジロワシの渡りの特性においても、ここは適地とは考えられないというような、ここはそういう意味でオジロワシにとっての生息適地性が非常に低いと説明ができるといいです。これだけの広域なエリアにまたがって調査をやられているので、皆さん相当な努力をされていると思うのですが、手薄になるところもあるのではないかと思います。そのような情報不足というのがたまたま川南にあるのではないかと。表現を変えますが、なぜここが、特に海ワシにとっての生息適地性という意味からすると低いのか。風況も、多分渡りのルートとして使っていないのだとするとそんなによくはないのかもしれない。そのあたりで何か考察できると非常に有り難いのです。

○事業者 コメントレベルで恐縮ですが、ご指摘いただいたように餌場が少し遠いというのは、勇知や増幌のサイトと比べると明らかです。一方で道北地域に限らず、オジロワシは、細い木でも営巣してしまうところがございます。樹林の状況云々というところでは、あまり大きな差はないのかなと考えております。飛翔につきましては、こちら豊富山と川南に関しましては山の縁から一步奥まるような形、山というより丘陵地のような傾向のある地形特性がございます。風況として決まったルートを飛びづらいうような風になっていると考えておるところですが、想像のレベルというところで、ご理解いた

ければと思います。

○顧問 関連してですが、モデルで予測すると豊富山周辺も営巣環境としては、非常にいいが、ポテンシャルが高いところに営巣が見られない。では、モデルは大丈夫かという話しになります。西側の方、海に近い方はどこに巣があるのかというようなことが分かってくると、河川や湿地との距離が制限要因になっているかもしれないし、山側では採餌場的なものが比較的少なく、ハンティングしにくいということかもしれない。後ほど協議会の話も出てくると思いますが、その辺をどのように継続的に調査をするかという話にもなると思います。改めて検討していただければと思います。

先ほどのケヤマハンノキですが、川南の補足説明資料28番の絵にはケヤマハンノキがありますが、川西は同じ凡例でもケヤマハンノキがないので、どのように扱うかについて、もう一度検討してみてください。

植生区分については先生方からいろいろコメントが出ていますので、もう一回見直していただいて、全体の整合性をとれるように仕上げていただきたいというお願いです。この川南も生態系の予測評価が、全体の数値から始まっているので、もう一回見直していただきたい。

全体を通してですが、例えば、勇知の衝突リスクは配置変更によって、0.456羽／年が、0.373羽／年に下がっているのですが、これでも3年に1回は当たる可能性のある数値です。川南は0.024羽／年で、ほかの地区と比べて圧倒的に小さくなっています。ほかの事業も再配置して0.2羽／年前後の数値ですが、5年に一回は当たる可能性があるという予測評価の結果になっています。環境大臣意見は、取りやめ又は配置等の大幅な検討とありますが、再配置した状態でも、まだ数値が高いことから、なお一層の回避ができないかという前提に立って、再度、配置を検討して、どこまで衝突リスクを下げられるかということの評価書の段階では検討して、出していただきたいと思います。

この川南とは関係ないのですが、前も申しました稚内市風力発電施設建設ガイドラインについて、評価書では、協議結果についてはこのようになりましたと明記してください。稚内市が定めたガイドラインに対して、何らかの方針、ステートメントを出していただきたいと思います。ほかの事業にも関係する可能性がありますので、自治体との協議結果を評価書の中に盛り込めるようにしていただきたいと思います。

それから、発電機は確定していませんよね。

○事業者 確定していません。

○顧問　今の段階では、7事業とも発電機が確定していないということですから、事業者さんが安全側で予測評価をしていますといっても、発電機が決まった段階でどのようになるのか、まだよく分からないところがあるので、評価書では発電機を確定して、予測評価を見直していただきたいと思います。

全体に係わることで、協議会について、環境大臣意見では事業者が設置して協議することと、関係機関を集めて対応を考えるようにという意見になっていますが、協議会ができないと評価書に協議会の取組を記載できないという問題があります。環境大臣意見は協議会を設置して事前に協議して、どう対応するかということを決めて、それを評価書に記述せよという意見になっています。事務局にお伺いした方がいいと思うのですが、環境大臣意見では、事業者が協議会を設置して、関係者を集めることになっているのですが、その中には自治体とか関係機関を含めるという表現になっています。道北7件しかないということであればいいですが、既に配慮書、方法書が出ているほかの事業もありますので、それらはどのように扱うのかという、基本的な考え方をお示しいただきたい。

○経済産業省　今回の環境大臣意見は、この道北7件について、事業者は評価者の作成までに協議会を設置して、協議していただくということになっております。協議会設置後の協議内容については、この場では何ともお答えすることはできません。

○顧問　この道北7件に隣接して、または重なるように別の事業者が計画しているときには、環境大臣意見はこの道北7件に対する意見だから、この道北7件だけで考えましょうということになるのでしょうか、この先はどうなるのですか。今の段階では何とも答えようがないということですか。

○経済産業省　はい、現時点では、お答えできない状況でございます。

○顧問　現状では、道北7件に関する協議会ということで、この枠から出ることはできないと思います。しかし、本質論から言うと、事業者間に不公平感が残ると思います。要は、道北エナジーさんは協議会を立ち上げて、その後、追加保全措置も含めて検討していくことが求められる一方、例えば単独で出てきた事業に関しては、環境大臣は、協議会の立ち上げ等の要求はしないかもしれない。そうなった場合、それは公平感に欠ける対応だと思います。これから出てくる事業もおそらくそれなりの衝突リスクを抱える案件になると思います。当該地域全体が豊かな生態系を保有している中で、風力発電事業を進めるときには、協議会といった第三者組織のもとで、運用後に生じる様々なイベン

ト（鳥衝突も含めて）に対してどのように対処していくかを一括して考え、同じルールに従ってそれぞれの事業者に保全措置を求めていくのが理想だと思います。

どの機関が協議会の窓口になるのが良いのかアイデアがあるわけではないですが、公平性の観点からすると、道北7件だけに協議会が立ち上がるというのは、道北エナジー社の立場からすると納得できないように感じます。関係機関で協議していただいて、協議会の立ち上げに関し、どこが窓口になるべきかどうかといったところも含めて検討していただけると有り難いと思います。

○経済産業省　今回は事業者が主体で協議会を設置するという事になっており、事業者も協議会を設置することを承諾していただいているとの認識でいます。また、先生からご意見のあった関係行政機関が窓口になってというのは、アセス手続の外で考えるもので、アセス手続の中では、特に求められてはいないと思っております。

○顧問　事業者が主体的に協議会を立ち上げることは事業者も承諾していることと思います。しかし、それは環境大臣意見が出たことにより、そのような方向で進めないと事業を進められないという点から、やむを得ず了承したものと思います。協議会が今後の追加保全措置を議論していく場になることを考えると、アセス手続から離れてはいきませんが、評価書に事後調査や追加保全措置の記述を求めているわけですから、結局はアセスの一環と考えることができます。協議会を設置する事業と、設置が求められない事業が同じ地域に混在するというのは、ダブルスタンダードになっているような気がします。

○顧問　環境大臣意見から協議会の設置が求められたわけですが、環境省はこの協議会をどのように位置づけているのですか。環境大臣が経済産業大臣に対する意見として協議会を作れと、第三者機関を含めて考えろという意見を出しています。その背景、経緯はどういうことになっているのですか。

○経済産業省　申し訳ありませんが、背景、経緯の詳細は承知しておりません。

○顧問　環境大臣意見はそれなりの制約、縛りが出てくるわけですが。アセス手続としては事業者が協議会を設置して、その協議結果は評価書に記載することという意見であることは事実ですが、非常に難しい話ですよ。このエリア全体でまだまだ幾つか風力発電の計画が出てきて、今回の事業者さんだけが自治体も含めた関係機関の協議会を設置する以上、責任はどこが持つのか。事業者は事業をするために協議会の結果に則って、手続を進めて、工事の許認可等の手続を進めていくのは分かりますが、その協議会の責

限範囲、いつまでやるのかなどが不透明なので、懸念を持っています。

○顧問　今回、道北7件が同じ地域に大規模に立ち上がることによって、累積的影響評価が広域に行われました。今後出てくる事業もかなり本事業地に隣接しているようで、例えば勇知について言えば、周辺に複数の事業計画案が重なるような形で出てくる模様です。そのような事業は累積的な影響も含めずに単体で評価していくのでしょうか。これまでの経緯からすれば、累積的な影響が組み込まれる可能性は低いでしょう。しかし、道北地域に相当数の風車計画が集中している実態を鑑みると、累積的影響を考慮していかなければ、本来の影響評価とはかけ離れたものになってしまうでしょう。既設風車の影響も加味しながら、一つ一つの事業を評価していくというのが本来あるべき姿だと思います。道北地域全体を考えていく視点がないと、恐らくこの地域の生態系や全体の環境変化が掌握できないまま、事業計画が追加されていく状況になってしまうでしょう。環境省と連携しながら、協議会のあるべき姿を国として考えていくべきだと思います。

○経済産業省　ご意見ありがとうございます。累積的影響については、先生のおっしゃるとおり何も考えずにやっていいというものではないと思います。累積的影響については、事業者の実施可能な範囲で求めていくことになろうと思います。

○顧問　累積的影響も事業者さんに求めることにはなるのですが、協議会がある事業と、協議会がない事業があるときに、事業者が違くとデータの提供がどうかということと、協議会の枠組みの中に入れない、入るということで中身が変わってくると思います。その辺の懸念が相当あるというのは今の段階で想定されることなので、手続上は事業者が協議会を作って関係団体等と議論をして配慮することまでしか言えないところではありますが、最終的には環境省、あるいは経済産業省が具体的にどういう形で関わっていくのかについて、意見すり合わせをしていただいて、協議会の今後の運営方針についてご検討いただきたいという意見を述べたいと思います。

○経済産業省　ご意見ありがとうございます。

事業者に2点確認ですが、現時点で、協議会はどんな感じで考えておられるのか。累積的影響について、前回の部会では景観の累積的影響の補足説明資料は公開するのは問題ないというご回答をいただいておりますが、それ以外のデータについてどのようにお考えか教えていただければと思います。

○事業者　今回の図書について、周辺地域の累積的影響を考えると、基本的に他社さんの事業に対しても私どもとして情報提供や協力していく方針でおるのですが、図書は私

どもが調査した、事業者の著作物になりますので、社内でも調整して、どこまで協力できるかなど、その辺は今後検討していきたいと思います。

協議会については、環境省さんからご指導をいただきまして、この道北7案件で協議会を立ち上げるということで、今その準備をどうやっていこうかというのを進めているところです。ある程度、事業スケジュールに合わせての立ち上げとか、委員構成とかを検討しようと思っておりましたが、先生からこの周辺で全体でのというような意見もいただいておりますので、今後どのように進めていくかについては、検討させていただきたいと思っています。事業を進めるスケジュールもありますので、その辺りを踏まえながら、環境大臣意見に対応しなければいけないという理解でおりまして、スケジュールもゆっくり取り組むこともできかねるところがあります。その辺、調整しながら進められればと思っておりますが、現段階では具体的などころまでお答えできないのが実態です。

○経済産業省　　ありがとうございました。

○顧問　　いろいろ事情はあるでしょうが、オープンな議論ができる場になったらいいと思います。集中的に立地する場合の考え方が、これを機会に整理できるといいと思っています。

ほかに、先生方からご意見ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、道北7件の準備書の審査は一区切りということにさせていただきたいと思っております。

○経済産業省　　3日間にわたり道北7件の審査ありがとうございました。3日間の審査、環境大臣意見、知事意見を踏まえて勧告します。

部会長からお話がありましたが、風車配置など決定していないところ等々ございますので、事業者にお願いですが、評価書のドラフトを出していただいて、事前に顧問の先生方にご確認いただきたいと思いますと思っております。そのようなスケジュール感でお願いしたいと思います。

それでは、本日の風力部会をこれで終わります。